

北上市障害児通所給付費等支給規則の一部を改正する規則

北上市障害児通所給付費等支給規則（平成24年北上市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前

（障害児通所給付費の通所給付決定の通知等）

第3条 市長は、前条の申請に対して、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の支給決定を行ったときは、障害児通所給付費支給決定兼利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに、通所受給者証（様式第4号）及び肢体不自由児通所医療受給者証（様式第5号。ただし、医療型児童発達支援の通所給付決定をしたときに限る。）を申請者に交付するものとし、通所給付決定の申請を却下するときは、障害児通所給付費支給申請却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

様式第1号（第2条、第11条関係）

[略]

申請者	氏名		<u>生年月日</u>	
	<u>個人番号</u> ：			
[略]				
支給申請に係る児童氏名			<u>生年月日</u>	
	<u>個人番号</u> ：		続柄	

改正後

（障害児通所給付費の通所給付決定の通知等）

第3条 市長は、前条の申請に対して、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の支給決定を行ったときは、障害児通所給付費支給決定兼利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに、通所受給者証（様式第4号）及び肢体不自由児通所医療受給者証（様式第5号。ただし、児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）の通所給付決定をしたときに限る。）を申請者に交付するものとし、通所給付決定の申請を却下するときは、障害児通所給付費支給申請却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

様式第1号（第2条、第11条関係）

[略]

申請者	氏名		<u>個人番号</u>	
			<u>生年月日</u>	
[略]				
支給申請に係る児童氏名			<u>個人番号</u>	
			<u>生年月日</u>	
			続柄	

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
[略]					

備考 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

[略]		
申請 する 支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援	
	☐ <u>医療型児童発達支援</u>	
	[略]	

[略]

申請 する 減免 の 種 類	[略]
	☐ 3 生活保護への移行予防措置（ <u>定率負担減免措置</u> 、補足給付の特例措置）に関する認定 （当てはまるものに○をつける。） (1) <u>定率負担減免措置</u>

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	
[略]							

備考 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合記入すること。

[略]		
申請 する 支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援（ <u>肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。</u> ）	
	☐ <u>児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）</u>	
	[略]	

[略]

申請 する 減免 の 種 類	[略]
	☐ 3 生活保護への移行予防措置（ <u>自己負担減免措置</u> 、補足給付の特例措置）に関する認定 （当てはまるものに○をつける。） (1) <u>自己負担減免措置</u>

(2) [略]	(2) [略]
[略] 様式第4号（第3・12条関係） [略] (八)	[略] 様式第4号（第3・12条関係） [略] (八)
注意事項欄	注意事項欄
1 [略] 2 指定障害児通所支援又は基準該当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者等又は基準該当事業所に提示してください。 3 <u>医療型児童発達支援</u>を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>に提示してください。 4 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害児通所支援等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当の額）です。ただし、五面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお基準該当通所支援を受ける場合等は北上市の窓口にお問い合わせください。	1 [略] 2 指定障害児通所支援、<u>共生型通所支援</u>又は基準該当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者等又は基準該当事業所に提示してください。 3 <u>児童発達支援のうち治療に係るもの</u>を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、<u>指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）</u>に提示してください。 4 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害児通所支援等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の<u>1割相当を超えるときは1割相当の額</u>）です。ただし、五面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお基準該当通所支援を受ける場合等は北上市の窓口にお問い合わせください。

5・6 [略]				
[略]				
様式第5号（第3条関係）				
[略]				
注意事項欄				
1 [略]				
2 <u>医療型児童発達支援</u> を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、 <u>指定医療型児童発達支援事業所</u> に提示してください。				
3・4 [略]				
5 <u>医療型児童発達支援</u> に係る障害児通所給付費の <u>支給決定期間</u> を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、 <u>支給決定期間</u> を経過する前に北上市にこの証を添えて、 <u>医療型児童発達支援</u> に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。				
6～10 [略]				
様式第7号（第3条関係）				
[略]				
申請者	氏名		<u>生年月日</u>	
		<u>個人番号：</u>		
[略]				

5・6 [略]				
[略]				
様式第5号（第3条関係）				
[略]				
注意事項欄				
1 [略]				
2 <u>児童発達支援のうち治療に係るもの（以下「肢体不自由児通所医療」という。）</u> を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、 <u>指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）</u> に提示してください。				
3・4 [略]				
5 <u>児童発達支援</u> に係る障害児通所給付費に係る障害児通所給付費の <u>給付決定期間</u> を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、 <u>給付決定期間</u> を経過する前に北上市にこの証を添えて、 <u>児童発達支援</u> に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。				
6～10 [略]				
様式第7号（第3条関係）				
[略]				
申請者	氏名		<u>個人番号</u>	
			<u>生年月日</u>	
[略]				

支給申請に係る児童氏名				生年月日			
		個人番号：		続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号			
[略]							

備考 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

[略]		
申請する支援	支援の種類	申請に係る具体内容
	☐ 児童発達支援	
	☐ <u>医療型児童発達支援</u>	
	[略]	

[略]

申請する	[略]
	☐ 3 生活保護への移行予防措置（ <u>定率</u> 負担減免措

支給申請に係る児童氏名				個人番号			
				生年月日			
				続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	
[略]							

備考 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合記入すること。

[略]		
申請する支援	支援の種類	申請に係る具体内容
	☐ 児童発達支援（ <u>肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。</u> ）	
	☐ <u>児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）</u>	
	[略]	

[略]

申請する	[略]
	☐ 3 生活保護への移行予防措置（ <u>自己</u> 負担減免措

減免 の種 類	置、補足給付の特例措置）に関する認定（当てはまるものに○をつける。） (1) <u>定率</u> 負担減免措置 (2) [略]	減免 の種 類	置、補足給付の特例措置）に関する認定（当てはまるものに○をつける。） (1) <u>自己</u> 負担減免措置 (2) [略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。